

介護人材確保の補助金 お金と事務の新しい流れ

地方分権一括法に伴う介護保険法の改正ポイント



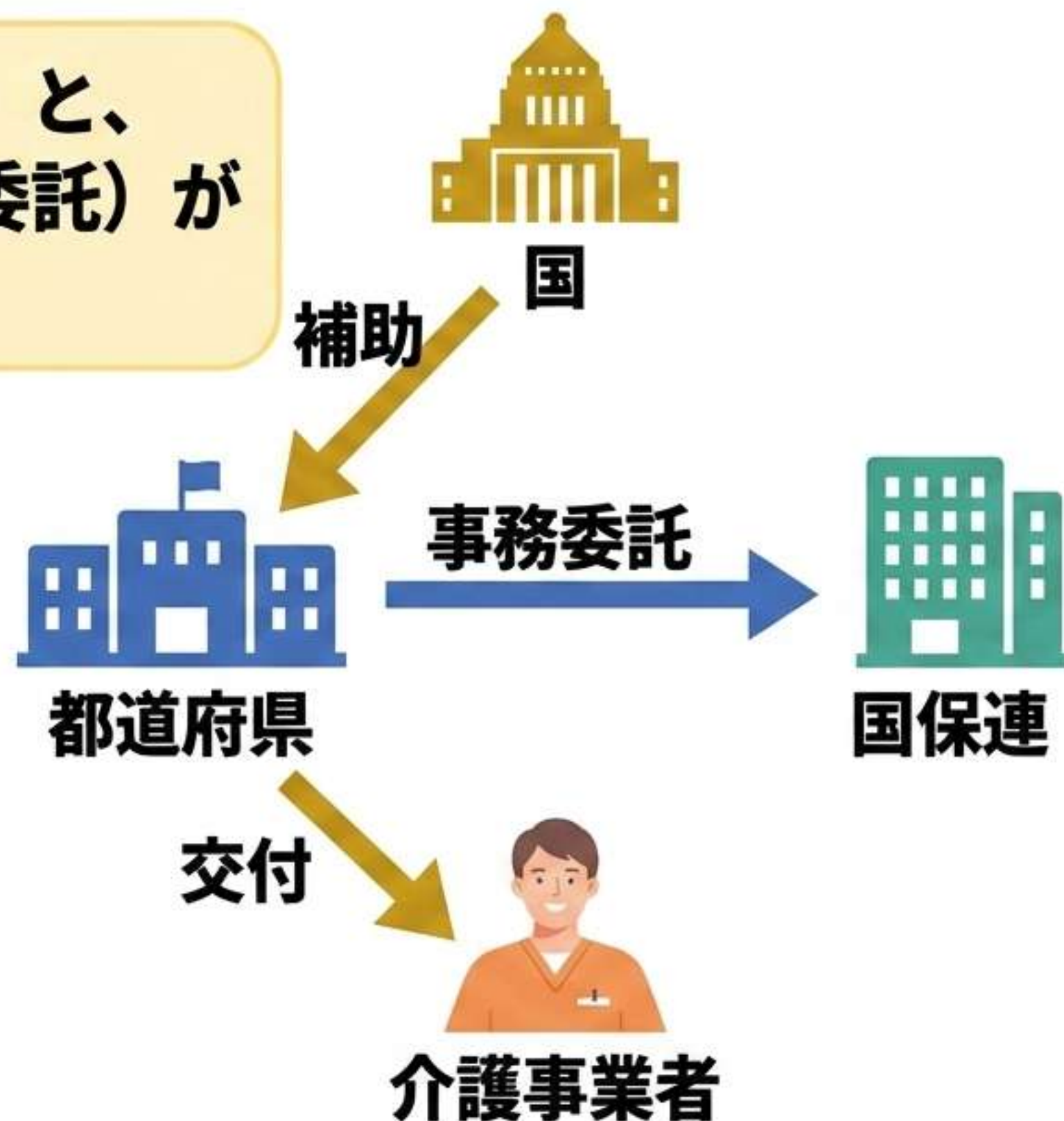
地域の自主性で、介護スタッフを支える。



今回の法改正のゴールは、地域が主体となって「介護サービス従事者」を確保・定着させるための支援を後押しすることです。
そのために、補助金の支給ルールが新しくなります。

新しい仕組みの全体図

お金の流れ（交付）と、
作業の流れ（事務委託）が
分かります。



「決定権」と「事務作業」の明確な役割分担

都道府県の役割

交付の決定



最終的に誰に補助金を出すか決める権限は、引き続き都道府県に残ります。

国保連の役割

交付に関する事務



実際のシステム処理や支払いなどの実務作業を、都道府県から代行します。

この新しいルールは、すでに始まっています。



令和8年6月3日
スタート

(地方分権一括法の公布日と同日より施行)

【重要】実務上の留意事項

令和7年度補正予算の事業は「例外」です



「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」に関しては、現在国保連のシステムが未対応です。

そのため、この事業の補助金支払事務は、国保連に委託せず引き続き【各都道府県】で行う必要があります。ご注意ください。